

(人ろ-14)

平成21年2月2日

高等裁判所事務局人事課長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 杉 浦 宏 明

事務連絡

本日付け最高裁人能 A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「基本通達」という。）の発出に伴う留意点について、別紙のとおりまとめましたので、参考に送付します。

なお、不明な点等があれば、能率課まで照会してください。

(別紙)

## 基本通達の発出に伴う留意点について

### 1 基本通達記1の(1)について

昭和63年1月27日付け最高裁人能A第3号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「旧通達」という。）の表彰区分を改め、勤続年数25年以上の退職者に対する最高裁判所長官表彰と旧通達による3号表彰に当たる所属長表彰の2つの表彰区分を設けた。

### 2 基本通達記1の(3)について

勤続年数の計算の基準日を、最高裁判所長官表彰については、退職（死亡による退職を含む。）の日、所属長表彰については、旧通達と同様に毎年10月1日とした。

### 3 基本通達記1の(4)について

旧通達と同様に勤続年数の計算に当たっては、他の裁判所職員との均衡を考慮し、必要があると認められる職の在職期間を勤続年数に通算して差し支えないこととした。ただし、通算を行い表彰の対象とするにしても、表彰は、裁判所職員としての勤務成績が良好である者に対して行うものであるから、その勤務成績を判断するために裁判所職員としての一定期間にわたる勤務実績が必要である。

例えば、次のような在職期間は、他の職員との均衡から勤続年数に通算するこ

とが相当である。

- (1) 府省間配置転換により引き続き裁判所職員となった場合の府省職員としての在職期間
- (2) 裁判所共済組合から引き続き裁判所職員となった場合の共済組合職員としての在職期間
- (3) 裁判所職員である者が官側の要請に基づき出向（日本司法支援センター等）後、引き続き裁判所職員となった場合の出向中の在職期間及び出向前の裁判所

## 職員としての在職期間

(4) 勤続期間が中断している場合にその期間が短期間である場合における中断前の裁判所職員としての在職期間

### 4 基本通達記1の(5)について

懲戒処分を受けた者については、一般に勤務成績が良好とはいえないことから、原則として、表彰の対象とすることはできず、人事局長の承認があった場合に限って、表彰の対象とすることとした。

なお、

### 5 基本通達記2の(2)及び(3)について

所属長表彰の表彰の日は、旧通達と同様に「法の日」である10月1日である。ただし、これにより難い事情がある場合には、各表彰者が定める日とすることができるとしたが、表彰の日が定められた趣旨に照らせば、この「より難い事情」とは、例えば、表彰の日から伝達までの間に表彰者の異動があった場合、被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合などの例外的な場合に限られよう。

なお、異なる表彰の日を定める場合であっても、できるだけ表彰の日（10月1日）から1月以内の日となるよう努めていただきたい。

### 6 基本通達記3について

最高裁判所長官表彰の被表彰者については、旧通達による1号表彰と同様に最高裁判所長官が、所属長表彰の被表彰者については、旧通達による3号表彰と同様に各表彰者が、それぞれ決定することとした。

なお、最高裁判所の職員以外の者に対する最高裁判所長官表彰は、高等裁判所の上申に基づき決定することとした。

### 7 基本通達記4について

表彰状の授与等について、被表彰者の勤務する裁判所（支部等を含む。）又は

検察審査会において適宜の方法で行うこととした。

#### 8 基本通達記5について

表彰の実施について必要な事項については、人事局長に委任することを明記したものであり、最高裁判所長官表彰の上申に当たって、提出する名簿の様式や表彰状用紙の送付等については、表彰の実施について必要な事項として、別途人事局長が定めることとした。